

令和6年1月16日

質問書に対する回答

名護市一般介護予防事業あけみお活塾業務委託に係るプロポーザル実施に関する次の質問内容について、下記のとおり回答を公表します。(質問を受けた順に掲載)

質疑箇所	質疑事項	質疑事項に対する回答
別添仕様書 6. 利用期間	利用期間開始日から原則3か月とあるが、クール途中から利用した場合、クールをまたいで終了とするのでしょうか？	お見込みのとおりです。クール途中に新規参加者が随時追加となることを想定しており、開始日から3か月間の利用となります。
別添仕様書 7. 委託事業内容等 (4)⑫	介護予防手帳で目標達成に向けた取り組み等を確認するとあるが、名護市独自の介護予防手帳はありますか？	名護市独自の介護予防手帳はありません。既製品の介護予防手帳の提供を考えております。
別添仕様書 10. 賠償保険	弊社加入の施設賠償保険は、弊社に過失がある場合に支払われるものであるが、それでよろしいですか？	賠償保険に加入する目的は、当該保険からの保険金の支払いによって、被害者への損害賠償責任や市からの求償に対応するものです。よって、受託者の責任(過失)における損害を補償する保険です。

名護市福祉部 介護長寿課 包括支援係
(名護市地域包括支援センター)

担当：小那覇

TEL：0980-43-0022

FAX：0980-53-1754